

平成27年度

市町村財政概要

大分県総務部市町村振興課

は し が き

「平成27年度市町村財政概要」は、毎年度実施している地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査及び市町村公共施設状況調査における本縣市町村等に係る調査結果に基づき、平成27年度普通会計及び地方公営企業の決算状況を中心に主要な数値を取りまとめたものです。

最近の、国・地方の財政をめぐる動きを見ると、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては「2020年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持する」とされています。また、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）においては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、地方においても、国の取組と基調を合わせ、歳出全般にわたり徹底した見直しを進めることが明記されています。

600兆円経済の実現と財政健全化目標の達成という双方の実現を目指すことを基本方針として編成された平成29年度政府予算案に関連して、地方財政対策については、一般財源総額として平成28年度を0.4兆円上回り過去最大となる62.1兆円が確保されました。

デフレからの脱却を目指すべく、一億総活躍社会の実現に向けた積極的な予算編成が求められる一方で、本縣市町村の財政については、少子高齢化・人口減少の進行、合併市の交付税算定特例措置の段階的縮減や消費税率引上げの延期、老朽化した大規模施設の整備などにより、今後も厳しさを増すことが予想されます。

そこで、各市町村とも税の徴収率の向上による歳入の確保や給与制度の適正化による人件費の削減をはじめとした経常的経費の見直しに加え、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の複合化・集約化、地方公会計の整備・活用、財政の「見える化」、公営企業会計の財務適用などの財政マネジメントの強化により安定的な財政基盤の確立を目指した持続可能な財政運営を行う必要があります。

このような状況の中、市町村の財政状況を的確に把握・分析する資料として本書が広く活用され、各市町村がより一層の財政の健全化に努め、行財政基盤を確立し、多様化する住民ニーズに適切に対処するための一助となれば幸いです。

平成29年2月

大分県総務部市町村振興課

資料の見方

1. 本書は、「平成27年度地方財政状況調査」、「平成27年度地方公営企業決算状況調査」を中心として、本県内の市町村、一部事務組合及び広域連合の財政状況に関する統計資料等を収録したものである。

2. 調査団体の範囲

平成28年3月31日現在における市町村、一部事務組合及び広域連合

3. 調査期日

地方財政状況調査

平成28年5月31日現在

地方公営企業決算状況調査

平成28年3月31日現在（ただし、法非適用企業にあつては、一部の調査を除いて5月31日現在）

4. 会計の区分

(1) 普通会計

公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

したがって、一般会計の中で公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の当該会計において経理されたものとして取り扱っている。

(2) 公営事業会計

① 公営企業会計

地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、これを次のように分類している。

ア 水道事業

（簡易水道事業を除く）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業

（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業

（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業）

ク 病院事業

病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱う。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業

（休養宿泊施設事業、索道事業、その他観光事業）

シ 宅地造成事業

（その他造成事業）

- ス 下水道事業 (公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業)
- セ 有料道路事業 (観光地有料道路事業を含む。)
- ソ 駐車場整備事業 (観光地駐車場整備事業を含む。)
- タ 介護サービス事業 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問介護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業)
- ② その他公営企業会計 ①及び③～⑧までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。
- ③ 収益事業会計 競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。
- ④ 国民健康保険事業会計 市町村が行う国民健康保険に係る会計で、国民健康保険事業勘定及び国民健康保険直営診療施設勘定(直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業としている。)をいう。
- ⑤ 後期高齢者医療事業会計 高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う当該事業に係る会計をいう。
- ⑥ 介護保険事業会計 介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。
- ⑦ 農業共済事業会計 農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。
- ⑧ 交通災害共済事業会計 市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

5. 公共施設状況調査

- (1) 各表の数値は、主として総務省が平成28年度において全国市町村を対象に行った「平成27年度市町村公共施設状況調査」の結果をもとにしたものである。
- (2) 調査は原則として、平成28年3月31日現在において、市町村が所有し又は管理している施設を対象としたが、施設によっては市町村以外のものが所有し又は管理しているものも含めた。

調査対象	調査時点
ア 道路	平成28年4月1日
イ 公園	平成28年3月31日
ウ 公営住宅等	
エ 農業・林業施設	
オ 廃棄物処理施設	
カ 上水道等	
キ 下水道等	
ク 老人福祉施設	平成27年10月1日
ケ 児童福祉施設	平成28年3月31日 (専任職員数：平成28年4月1日)
コ その他の施設	

6. 主な財政用語の解説

実質収支	歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。
実質収支比率	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模 (※平成19年度決算から臨時財政対策債発行可能額を含む。)}}$
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。 実質収支は、前年度以前からの収支の累計額であるので、この単年度収支は、当該年度のみの実質的なものを表すものである。
実質単年度収支	次の算式によって算出された額をいう。 $\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$ 収支結果には表れない黒字要素(基金積立金、繰上償還額)及び赤字要素(基金取崩し額)をとりあげて、これらの要素が仮に歳入歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にはどのようなものか表すものである。
標準税収入額等	$\left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割に係る} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right) \times 100/75 + \left(\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right)$
標準財政規模	標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、この数値が高いほど財源に余裕があるものとされている。 $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3力年平均
基準財政収入額	標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等(法定外普通税、目的税、超過課税を除き、地方揮発油等譲与税、各種交付金を含む。)をいう。
基準財政需要額	団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

<p>一般財源と特定財源</p>	<p>一般財源とは、その用途が特定されていないもので、特定財源とは用途が特定されているものである。地方税、地方譲与税、地方交付税が一般財源の主たるものである。地方税のうち目的税や地方譲与税の一部は用途が定まっているが、経費の種目が定められているだけで、具体的には制限がなく、一般財源とされている。</p> <p>用途が定まっている国庫支出金、県支出金、地方債は、特定財源である。その他のものでは、使用料、手数料、負担金、特定寄附金等は特定財源であり、繰越金(純剰余金)、不用品の売払代金等は一般財源である。</p>
<p>自主財源</p>	<p>地方公共団体みずから、その権能を行使して調達することのできる財源で、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金(純剰余金)、諸収入をいう。</p> <p>歳入に占める自主財源の割合(=自主財源比率)が高いほど行政活動の自主性と安定性が高いとされている。</p>
<p>依存財源</p>	<p>収入の源泉を国又は県に依存し、かつ、その額と内容が国又は県の定める具体的な基準ないし意志決定にかかっている財源をいう。</p> <p>地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債等である。</p>
<p>経常収支比率</p>	<p>人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等が、どの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。</p> $\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補てん債特例分}}$
<p>実質公債費比率</p>	<p>元利償還金に準元利償還金(公営企業への公債費に対する繰出金など)を加えた実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示すものであり、この比率が18%を超えると起債する場合に許可が必要となり、25%を超えると起債が一部制限される。</p> $\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>の3力年平均</p>
<p>公債費比率</p>	<p>地方債の発行に伴う毎年度の元利償還額(公債費)に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示すものである。</p> $\frac{\text{公債費充当一般財源額} - \text{公債費に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る基準財政需要額算入額}}$
<p>現債高倍率</p>	<p>今後償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する指数で、将来の公債費負担及び地方債発行可能額を把握する指標となる。</p> $\frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}}$

投 資 的 経 費	支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいう。
投 資 的 経 費 充 当 一 般 財 源 比 率	投資的経費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、財政構造の弾力性を把握する指標となる。 $\frac{\text{投資的経費充当一般財源額}}{\text{歳入一般財源総額}}$
義 務 的 経 費	支出が義務づけられ任意に削減できない極めて硬直性の強い経費で、人件費、扶助費、公債費をいう。
給 与	給 与 { 給 料(常勤の職員に対し、その勤務の対価として支給する給与のうち諸手当を除いたもの) 職員手当等(給与のうち、給料以外のものをいい、諸手当と称することもある) 共済費 職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するもの。
ラ ス パ イ レ ス 指 数	地方公務員の学歴別、経験年数別の平均給料月額を国の職員構成に置きかえ、国の平均給料月額を100として、地方公務員の給与水準を割り出す方式。 $\frac{\sum \text{国家公務員数} \times \text{団体の平均給料月額}}{\sum \text{国家公務員数} \times \text{国家公務員の平均給料月額}}$
債 務 負 担 行 為	地方公共団体の将来の支出を伴う債務を負担する行為について、その行為の内容を定めておくものであり、予算の一部を構成するもの。 債務負担行為には、数年度にわたる建設工事及び土地の購入等のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものがある。
公 債 費 に 準 ず る 債 務 負 担 行 為	物件の購入等で相手方の行為の履行があったものに対し、複数年度にわたる債務負担行為を設定して支払いを行っているものなど。
法 適 用 企 業 ・ 法 非 適 用 企 業	地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。 法適用企業には、地方公営企業法を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業(任意適用事業)がある。法非適用企業は、任意適用事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業である。
損 益 収 支	地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資 本 収 支	<p>地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等 に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設 改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。</p>
収 益 的 収 入	<p>地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を中心とした収益。</p>
資 本 的 収 入	<p>建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金等の収入。</p>
基 準 内 繰 入 金 基 準 外 繰 入 金	<p>地方公営企業法、地方財政法に基づき、①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をも って充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行っても、なお その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で繰出基準に 基づく他会計からの繰入金が基準内繰入金である。</p> <p>上記以外の他会計からの繰入金が基準外繰入金である。</p>

7. 公共施設関係主要指標

項 目		算 式
道 路	改良率 (%)	$\frac{\text{改良済延長 (m)}}{\text{実延長 (m)}} \times 100$
公 園	一人当たり公園面積 (㎡)	$\frac{\text{市町村立及び市町村立以外の公園面積 (㎡)}(都市公園等+その他の公園)}{\text{住民基本台帳登録人口 (人)}} \times 100$
公営住宅	世帯数比率 (%)	$\frac{\text{公営住宅等全戸数 (戸数)}(公営住宅+改良住宅+単独住宅)}{\text{住民基本台帳登録世帯数 (世帯)}} \times 100$
	充足率 (%)	$\frac{\text{公営住宅等全戸数 (戸数)}(公営住宅+改良住宅+単独住宅)}{\text{平成27年国勢調査借家間借り世帯数 (世帯)}} \times 100$
上水道等	普及率 (%)	$\frac{\text{給水人口 (人)}(上水道+簡易水道+専用水道+飲料水供給施設)}{\text{住民基本台帳登録人口 (人)}} \times 100$
下水道等	普及率 (%)	$\frac{\text{現在処理区域内人口 (人)}(公共下水道+農業集落排水施設+漁業集落排水施設+小規模集合排水処理施設+処理人口 (人)(コミュニティプラント+合併処理浄化槽)}{\text{住民基本台帳登録人口 (人)}} \times 100$

8. 類似団体の類型

類型は、市町村の態様を決定しうる要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されたものであり、平成27年度は都市については16類型、町村については15類型が設定されている。

なお、各市町村の類型は次のとおりである。

(都 市)

産業構造 類		Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満		
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満	
人	口	型	3	2	1	0
50,000人未満		I	由布市		臼杵市・津久見市 ・豊後高田市・豊後大野市	竹田市 杵築市 国東市
50,000 人以上	100,000 ～ 人未満	II		中津市	日田市 佐伯市 宇佐市	
100,000 人以上	150,000 ～ 人未満	III	別府市			
150,000人以上		IV				

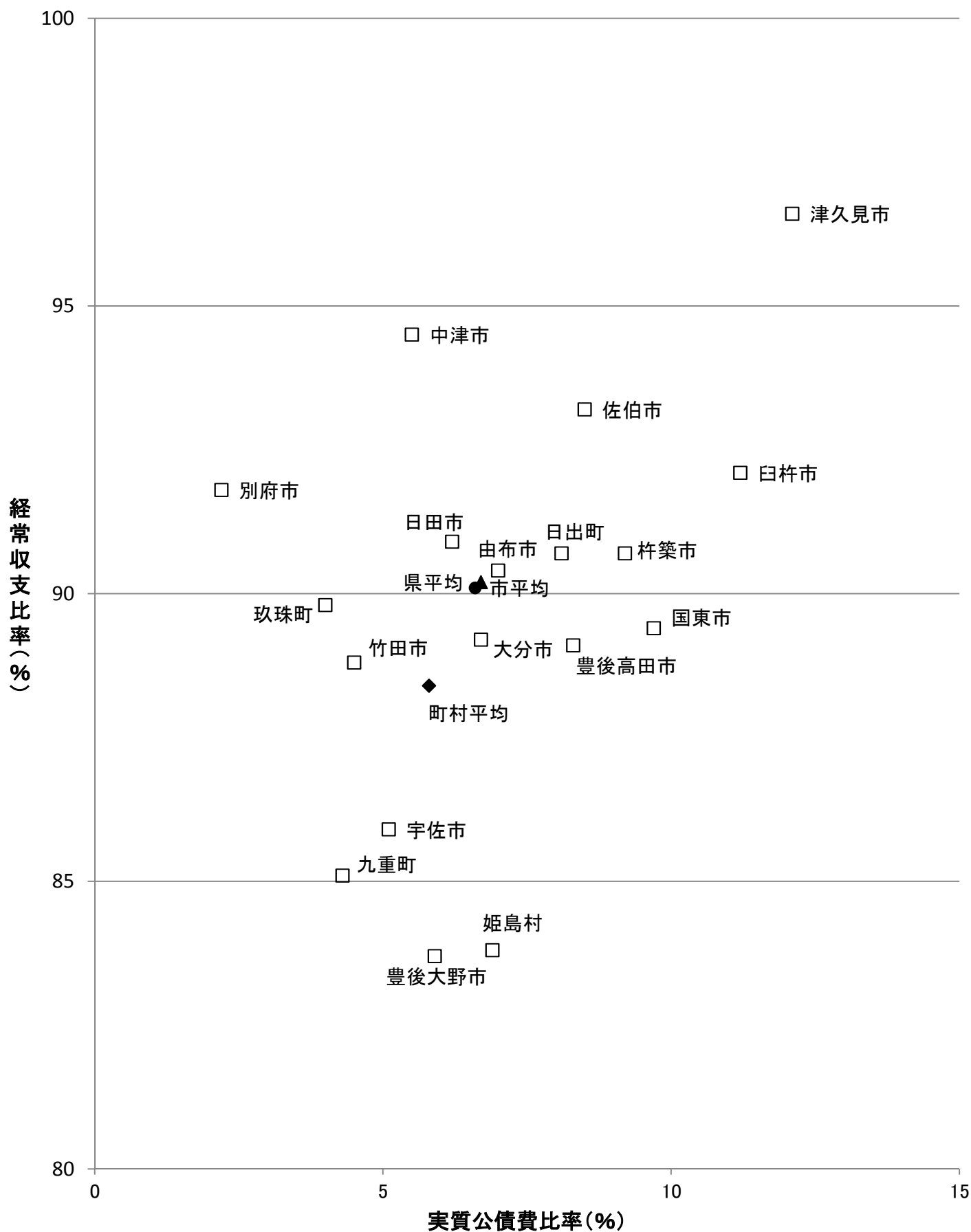
※中核市である大分市は本表には含まない。

(町 村)

産業構造 類		Ⅱ次、Ⅲ次80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次80%未満	
		Ⅲ次60%以上	Ⅲ次60%未満		
人	口	型	2	1	0
5,000人未満		I			姫島村
5,000 人以上	10,000 ～ 人未満	II			九重町
10,000 人以上	15,000 ～ 人未満	III			
15,000 人以上	20,000 ～ 人未満	IV	玖珠町		
20,000人以上		V	日出町		

(注) 産業構造の比率は、分母を就業人口総数(分類不能の産業を含む)とし、分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。

経常収支比率及び実質公債費比率の状況



大 分 県 市 町 村 の 概 況

区分 市町村名	団 体 コード	類 型					面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	産業構造(平成22年国調)		
			平成27年 国勢調査	平成22年 国勢調査	増減率 (%)	H28.1.1 住民基本 台帳人口			第1次 構成比 (%)	第2次 構成比 (%)	第3次 構成比 (%)
大分市	442011	中核市	478,146	474,094	0.9	479,340	502.39	951.7	1.9	23.7	74.4
別府市	442020	Ⅲ-3	122,138	125,385	▲ 2.6	120,658	125.34	974.5	1.2	14.6	84.2
中津市	442038	Ⅱ-2	83,965	84,312	▲ 0.4	85,264	491.53	170.8	5.5	33.6	60.8
日田市	442046	Ⅱ-1	66,523	70,940	▲ 6.2	68,429	666.03	99.9	11.0	25.9	63.1
佐伯市	442054	Ⅱ-1	72,211	76,951	▲ 6.2	75,048	903.11	80.0	9.4	28.0	62.6
臼杵市	442062	Ⅰ-1	38,748	41,469	▲ 6.6	40,443	291.20	133.1	9.8	29.8	60.4
津久見市	442071	Ⅰ-1	17,969	19,917	▲ 9.8	18,906	79.48	226.1	10.4	27.4	62.3
竹田市	442089	Ⅰ-0	22,332	24,423	▲ 8.6	23,278	477.53	46.8	33.8	12.6	53.6
豊後高田市	442097	Ⅰ-1	22,853	23,906	▲ 4.4	23,342	206.24	110.8	15.2	29.0	55.9
杵築市	442101	Ⅰ-0	30,185	32,083	▲ 5.9	30,645	280.08	107.8	18.0	30.0	52.0
宇佐市	442119	Ⅱ-1	56,258	59,008	▲ 4.7	58,143	439.05	128.1	11.1	30.8	58.1
豊後大野市	442127	Ⅰ-1	36,584	39,452	▲ 7.3	38,078	603.14	60.7	21.5	19.9	58.6
由布市	442135	Ⅰ-3	34,262	34,702	▲ 1.3	35,349	319.32	107.3	9.3	16.0	74.7
国東市	442143	Ⅰ-0	28,647	32,002	▲ 10.5	29,785	318.08	90.1	18.6	31.2	50.2
市 計	—	—	1,110,821	1,138,644	▲ 2.4	1,126,708	5,702.52	194.8	7.1	24.4	68.5
姫島村	443221	Ⅰ-0	1,991	2,189	▲ 9.0	2,202	6.98	285.2	27.9	15.5	56.6
日出町	443417	Ⅴ-2	28,058	28,221	▲ 0.6	28,518	73.32	382.7	8.0	26.9	65.1
九重町	444618	Ⅱ-0	9,645	10,421	▲ 7.4	10,099	271.37	35.5	27.4	18.0	54.6
玖珠町	444626	Ⅳ-2	15,823	17,054	▲ 7.2	16,434	286.51	55.2	16.9	18.6	64.6
町 村 計	—	—	55,517	57,885	▲ 4.1	57,253	638.18	87.0	15.2	22.2	62.6
県 計	—	—	1,166,338	1,196,529	▲ 2.5	1,183,961	6,340.70	183.9	7.5	24.3	68.2

(注1) 「面積」は、国土交通省国土地理院が公表した平成27年10月1日現在の数値であり、境界未定部がある市町村については参考値である。

(注2) 「産業構造」は、平成22年国勢調査によるもので、分類不能の産業の就業人口を除いて算出している。

(注3) 「人口密度」は、平成27年国勢調査人口を(注1)の面積で除して算出している。

(注4) 「類型」は平成27年度類型である。

平成27年度市町村総合決算の概要

平成27年度の市町村決算について、総合決算の手法に基づき各会計を総合化した結果、実質収支は下表のとおりとなった。なお、総合決算の対象とした会計は、普通会計、収益事業会計等4事業会計、簡易水道事業会計等9法非適用企業会計及び水道事業会計等4法適用企業会計の合計18とし、土地開発公社等の地方公社、地方公共団体の出資法人、一部事務組合（収益事業は除く。）など地方公共団体から独立性の強い会計については対象外とした。

平成27年度市町村総合決算の概要

27年度 総合決算表 (実質収支)	普通会計 a	収益事業						事業会計 b	下水道事業会計											
		国民健康保険事業会計		後期高齢者 医療事業 会計	介護保険事業会計		簡易水道 事業会計		公共下水 道事業	特定環境 保全公共 下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業	小規模 集排水 処理事業	特定地域 生活排水 処理事業	交 通 事業会計	駐 車 場 事業会計				
		事業勘定	直診勘定		保 險 事業勘定	介護サービス 事業勘定											事業勘定	事業勘定		
				会 計			事業勘定		直診勘定	会 計	事業勘定	事業勘定								
大分市	4,150,087		71,480		25,695	23,909	121,084				0									
別府市	967,032	421,809	▲ 11,959		5,721	33,886	449,457		86,847											
中津市	1,508,267		259,110	164	0	31,576	290,850	2,744	49,544	8,408	32,781		327						1,678	
日田市	1,256,894		▲ 9,905		1,781	57,971	49,847	547	875	10	328									
佐伯市	615,570		87,133		1,541	▲ 30,691	57,983	12,474		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼杵市	367,024		122,529		1,234	11,502	135,265	630	12,257	3,819	1,179	336				314				
津久見市	255,445		85,601		246	24,383	110,230	223	1,200											
竹田市	858,055		3,523		520	65,401	69,444	149			55					39				
豊後高田市	381,124		11,156		578	9,522	21,256	0	0	0	0	0								
杵築市	813,577		7,264		512	1,517	9,293	296	0	0	0									
宇佐市	1,440,966		96,948		2,160	57,089	156,197	20,754	51,063	1,025	5,773									
豊後大野市	1,097,558		126,110		2,705	65,173	193,988	20,081		5,664	3,583					1,561				
由布市	639,307		163,245		1,283	4,701	169,229	19,658			1,646									
国東市	376,858		▲ 4,782		598	14,629	2	10,447	111,469	6,044	9,853	803				2				
姫島村	144,851		▲ 2,812	612	24	13,567	199	11,590	221		77		51					▲ 14,614	▲ 6,453	
日出町	172,341		8,593		698	36,630		45,921	0	0		0	0							
九重町	379,529		▲ 5,382		419	49,344	1,752	46,133	4,729											
玖珠町	335,702		▲ 30,769		2,214	19,373		▲ 9,182	6,829											
市計	14,727,764	421,809	1,007,453	164	44,574	370,568	2	1,844,570	189,025	207,830	28,779	46,148	336	327	1,916	0			1,678	
町村計	1,032,423	0	▲ 30,370	612	3,355	118,914	1,951	94,462	11,779	0	77	0	51	0	0	▲ 14,614			▲ 6,453	
県計	15,760,187	421,809	977,083	776	47,929	489,482	1,953	1,939,032	200,804	207,830	28,856	46,148	387	327	1,916	▲ 14,614			▲ 4,775	
H26市計	13,092,767	603,205	1,073,484	3,780	44,390	946,185	134	2,671,178	85,863	233,377	33,332	40,185	349	258	2,030	0			4,378	
H26町村計	1,052,702	0	41,260	508	2,207	102,066	2,317	148,358	10,654	0	67	0	55	0	0	▲ 29,571			▲ 6,379	
H26県計	14,145,469	603,205	1,114,744	4,288	46,597	1,048,251	2,451	2,819,536	96,517	233,377	33,399	40,185	404	258	2,030	▲ 29,571			▲ 2,001	
27-26市計	1,634,997	▲ 181,396	▲ 66,031	▲ 3,616	184	▲ 575,617	▲ 132	▲ 826,608	103,162	▲ 25,547	▲ 4,553	5,963	▲ 13	69	▲ 114	0			▲ 2,700	
27-26町村計	▲ 20,279	0	▲ 71,630	104	1,148	16,848	▲ 366	▲ 53,896	1,125	0	10	0	▲ 4	0	0	14,957			▲ 74	
27-26県計	1,614,718	▲ 181,396	▲ 137,661	▲ 3,512	1,332	▲ 558,769	▲ 498	▲ 880,504	104,287	▲ 25,547	▲ 4,543	5,963	▲ 17	69	▲ 114	14,957			▲ 2,774	

平成27年度の総合決算による実質収支は17,416百万円の黒字となっており、黒字額は26年度(33,928百万円)に比べ16,512百万円減少している。

また、実質収支比率は5.46%と26年度(10.65%)を5.19ポイント下回った。

なお、法適用の公営企業については単年度の営業活動の結果発生した純利益または純損失に前年からの繰越利益剰余金または繰越欠損金を加えた未処分利益剰余金を計上している。

(単位：千円、%)

宅地造成 事業会計 (その他造成)	観光施設事業会計		市場 事業会計	電気 事業会計	介護 サービス 事業会計	公営企業 会計 (法非適用) c	小計 a+b+c =d	水道 事業会計	病院 事業会計	工業用水道 事業会計	公共下水道 事業会計	公営企業 会計 (法適用) e	27年度	標準財政		26年度	増減額 f-h	市町村名
	休業宿泊	その他											実質収支 総計	規模	f/g	実質収支 総計		
			76,789			76,789	4,347,960	4,362,417			▲1,933,892	2,428,525	6,776,485	97,849,735	6.93	19,662,961	▲12,886,478	大分市
			982			87,829	1,504,318	290,523				290,523	1,794,841	25,198,142	7.12	1,451,251	343,590	別府市
	0			0	10,118	105,600	1,904,717	838,882	87,080			925,962	2,830,679	24,214,325	11.69	3,815,211	▲984,532	中津市
					0	1,760	1,308,501	85,122				85,122	1,393,623	21,839,512	6.38	2,641,270	▲1,247,647	日田市
0			3,769			16,243	689,796	278,211			▲586,082	▲307,871	381,925	27,864,549	1.37	444,824	▲62,899	佐伯市
		12,345				30,880	533,169	549,590				549,590	1,082,759	11,955,621	9.06	1,033,308	49,451	臼杵市
						1,423	367,098	50,853				50,853	417,951	5,845,557	7.15	879,109	▲461,158	津久見市
	1					244	927,743	24,783				24,783	952,526	11,036,879	8.63	1,119,164	▲166,638	竹田市
						0	402,380	48,741				48,741	451,121	9,010,190	5.01	972,054	▲520,933	豊後高田市
						296	823,166	101,966	▲806,763	13,215		▲691,582	131,584	10,840,761	1.21	▲104,752	236,336	杵築市
					17,356	95,971	1,693,134	343,485				343,485	2,036,619	16,617,315	12.26	1,620,703	415,916	宇佐市
					28,393	59,282	1,350,828	4,154	▲1,401,940			▲1,397,786	▲46,958	16,418,465	▲0.29	355,160	▲402,118	豊後大野市
		3,354				24,658	833,194	▲8,389				▲8,389	824,805	10,534,381	7.83	975,789	▲150,984	由布市
					11,738	139,909	527,214		▲3,420,711	19,659		▲3,401,052	▲2,873,838	12,991,297	▲22.12	▲2,933,193	59,355	国東市
					11	▲20,707	135,734					0	135,734	1,397,373	9.71	98,909	36,825	姫島村
						0	218,262	119,446				119,446	337,708	6,052,010	5.58	987,147	▲649,439	臼出町
						4,729	430,391					0	430,391	4,161,777	10.34	398,288	32,103	九重町
						6,829	333,349	24,257				24,257	357,606	5,059,179	7.07	510,354	▲152,748	玖珠町
0	1	15,699	81,540	28,393	39,212	640,884	17,213,218	6,970,338	▲5,542,334	32,874	▲2,519,974	▲1,059,096	16,154,122	302,216,729	5.35	31,932,859	▲15,778,737	市計
0	0	0	0	0	11	▲9,149	1,117,736	143,703	0	0	0	143,703	1,261,439	16,670,339	7.57	1,994,698	▲733,259	町村計
0	1	15,699	81,540	28,393	39,223	631,735	18,330,954	7,114,041	▲5,542,334	32,874	▲2,519,974	▲915,393	17,415,561	318,887,068	5.46	33,927,557	▲16,511,996	県計
0	28	15,250	97,734	18,836	51,000	582,620	16,346,565	23,148,818	▲5,087,094	20,158	▲2,495,588	15,586,294	31,932,859	302,260,009	10.56			
0	0	0	0	0	28	▲25,146	1,175,914	818,784	0	0	0	818,784	1,994,698	16,268,313	12.26			
0	28	15,250	97,734	18,836	51,028	557,474	17,522,479	23,967,602	▲5,087,094	20,158	▲2,495,588	16,405,078	33,927,557	318,528,322	10.65			
0	▲27	449	▲16,194	9,557	▲11,788	58,264	866,653	▲16,178,480	▲455,240	12,716	▲24,386	▲16,645,390	▲15,778,737			▲43,280		
0	0	0	0	0	▲17	15,997	▲58,178	▲675,081	0	0	0	▲675,081	▲733,259	402,026				
0	▲27	449	▲16,194	9,557	▲11,805	74,261	808,475	▲16,853,561	▲455,240	12,716	▲24,386	▲17,320,471	▲16,511,996	358,746				